リスク管理態勢

当金庫の方針

金融機関を取り巻く環境は複雑･多様化しており、当金庫では、リスク管理の強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけしています。時代の変化に即応し、お客さまに安心してお取引いただけるよう、安定した経営と健全な財務内容の維持向上に努めてまいります。

当金庫の取組み

当金庫は、資金証券部にリスク管理部門を置いて、すべてのリスクを総体的に捉え、統合的な管理を行っています。信用リスク･市場リスク等リスクカテゴリー毎に統括する部門を定め、各リスクの管理方針や規程･要領等を制定して体系的に管理しています。

さらに資産及び負債を総合管理し、運用戦略等の策定、実行に関わる組織としてALM委員会を設置しており、また直面するリスクに見合った充分な自己資本を確保するため、自己資本管理を行っています。

統合的リスク管理態勢図

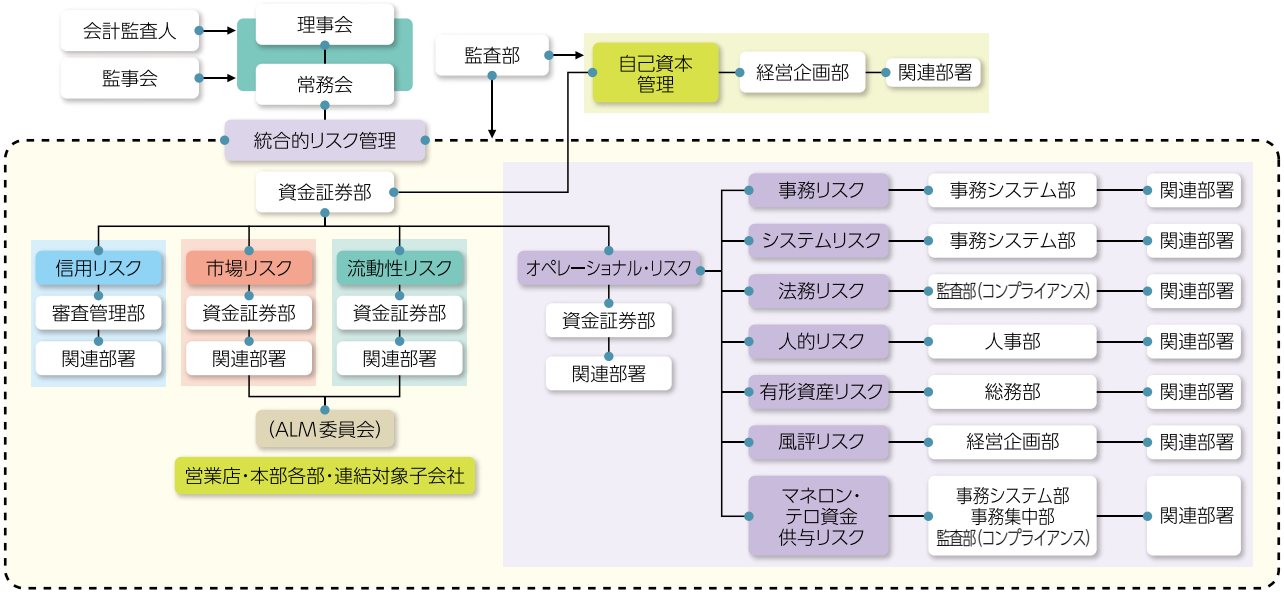

信用リスク

信用リスクとは、お取引先の貸出が回収不能となり損失を被るリスクです。

当金庫では審査管理部門と営業推進部門を分離して独立性を保ち、審査機能を強化しております。また、 問題先債権や大口債権の管理を徹底し不良債権発生の防止に努め、自己査定基準に基づいた適切な償却･引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利･有価証券等の価格･為替などの相場の変動により損失を被るリスクです。

当金庫では、市場関連リスクを金利･価格変動･為替･信用･流動の各々のカテゴリーに応じた方針で管理を行っています。また、安定かつ効率的な資金の調達･ 運用を図るため、ALM委員会等を設置し、体制の充実･強化に取組んでいます。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢変化により、資金繰りが逼迫するリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保するとともに、信金中央金庫など業界のバックアップ体制も整備されています。

オペレーショナル･リスク

オペレーショナル･リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる部分)及び自己資本比率の算定に含まないその他のリスクのことをいい、以下のリスクからなります。

①事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故･不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

②システムリスク
コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

③法務リスク
顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス･マーケット慣行から生じる損失･損害(監督署の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む)等を被るリスクをいいます。

④人的リスク
人事運営上の不公平･不公正(報酬･手当･解雇等の問題)･差別行為(セクシュアルハラスメント等) から生じる損失･損害等を被るリスクをいいます。

⑤有形資産リスク
災害その他の事象から生じる有形固定資産の毀損･損害等を被るリスクをいいます。

⑥風評リスク
金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失･ 損害等を被るリスクをいいます。

⑦マネロン･テロ資金供与リスク
金庫業務がマネー･ ローンダリングやテロ資金供与の手段に利用され、顧客や社会の信頼を喪失するリスクをいいます。

外部監査

「金融機関の経営健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、当金庫は平成9年度の員外監事の設置に続き、平成10年6月から外部監査法人として中央青山監査法人を、平成18年7月からは新日本有限責任監査法人を、平成23年7月から監査法人銀河を選任し、監査体制の強化を図り、より一層の経営健全化に努めています。

危機管理計画

当金庫では、万一の危機に備え、具体的な危機管理計画(コンティンジェン シープラン) を制定しています。災害や事故、オンラインシステム障害、風評等により重大な損害を被った場合における態勢を整備充実させており、万全を期すよう努めています。

コンプライアンス態勢

信用金庫は信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として、経済・社会の健全な発展に寄与するという重要な役割を担っております。この一般企業にも増して高い社会性、公共性から、信用金庫業務には守秘義務、説明義務、善管注意義務など厳格に守らなくてはならないルールが数多く存在します。

コンプライアンスとは、法令をはじめ金庫内の諸規程さらには社会規範、社会通念、倫理をも含むあらゆるルールを厳守することです。

当金庫の方針

当金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚しコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、健全経営に徹していく方針です。

当金庫の取組み

今後も当金庫が広く地域社会からの高い信頼を得るためにも、役職員全員が法令等を遵守し、社会的倫理に従い、自己規律をもって責任ある公正誠実な行動をとっていかなければなりません。

当金庫では、専門部署として監査部(コンプライアンス)を設置しており、コンプライアンス態勢の一層の徹底を図っています。

組織としてコンプライアンスの職場風土を構築するため、具体的な実践計画に基づき、コンプライアンス・ガイドの策定、諸規程の整備、各種研修など、職員の指導教育に取組んでいます。

コンプライアンス態勢図

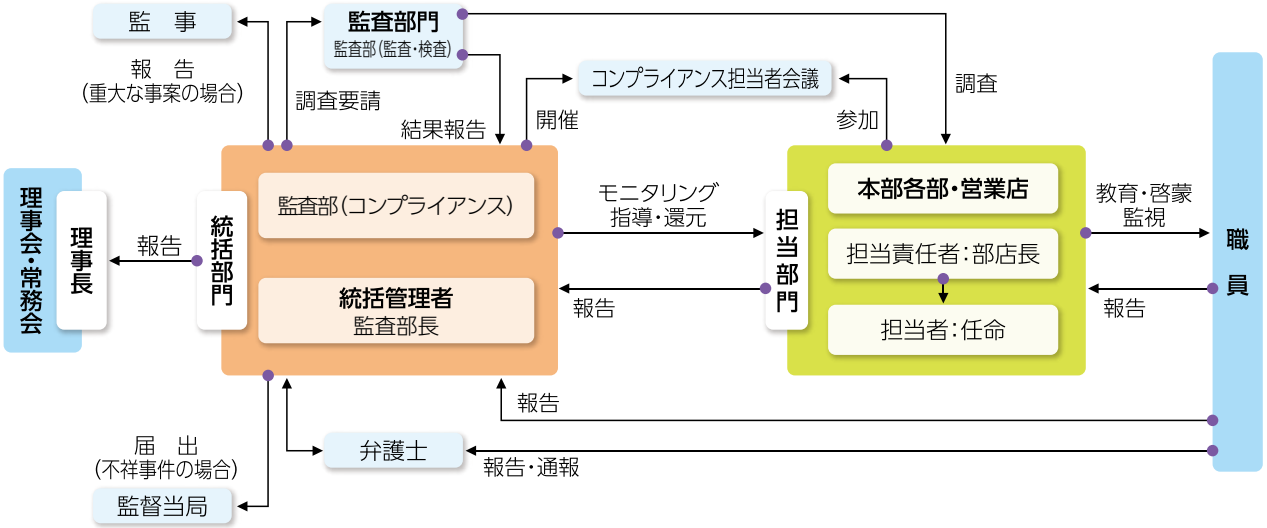

お客さまの利益保護に係る管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫及び株式会社苫信ビジネスサプライ、株式会社とましん地域経済研究センター、株式会社とましんパートナーズ　(以下、総称して「当金庫等」といいます。)がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
   ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
   ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法、その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
   ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
   ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
   また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまの相談・苦情・紛争（以下「苦情等」という。）を、営業店で受け付けているほか、下記の当金庫監査部（コンプライアンス）及び2機関で受け付けています。なお当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営態勢・内部規程を整備し、その内容をチラシ、ホームページで公表しています。

名　称	苫小牧信用金庫 監査部(コンプライアンス)	北海道地区しんきん相談所 ［(一社) 北海道信用金庫協会］	全国しんきん相談所 ［(一社) 全国信用金庫協会］
住　所	〒053 - 8654 苫小牧市表町3−1−6	〒060 - 0005 札幌市中央区北5条西5−2−5	〒103 - 0028 東京都中央区八重洲1−3−7
電話番号	0144−31−2133 Fax 0144−31−2100	011−221−3273	03−3517−5825
受付日時	信用金庫営業日　9：00 ～ 17：00		
受付媒体	電話、Fax、手紙、面談	電話、手紙、面談	

下記の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫監査部（コンプライアンス）またはしんきん相談所にお申出ください。なお、各弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。

名　称	札幌弁護士会　紛争解決センター
住　所	〒060 - 0001 札幌市中央区北1条西10丁目　札幌弁護士会館2階　札幌法律相談センター内
電話番号	011−251−7730
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9：00 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00

名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒100 - 0013　東京都千代田区霞ヶ関1−1−3		
電話番号	03−3581−0031	03−3595−8588	03−3581−2249
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30 ～ 12：00、13：00 ～ 15：00	月～金(祝日、年末年始除く) 10：00 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00

〈相談苦情等への取組み体制図〉

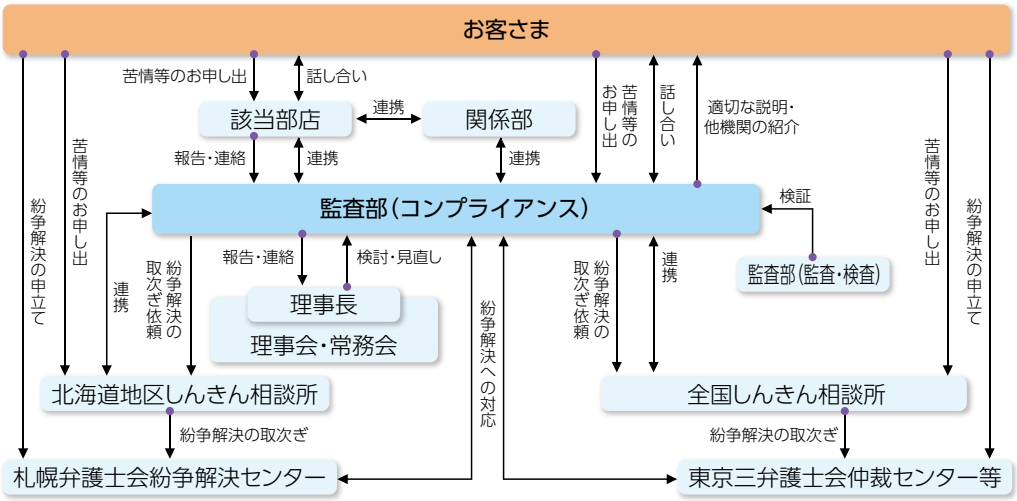

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融仲介機能のベンチマークに関する開示

平成28年9月に金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」(以下、ベンチマークという) が公表されました。ベンチマークは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標であり、すべての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」があります。

当金庫では、ベンチマークを積極的に活用し、金融仲介機能の質をより一層高めてまいります。

1. 共通ベンチマーク

【共通1】 メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数及び融資額の推移

メイン先		うち経営指標改善先			
			融資額		
先数	融資額	先数	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,359社	890億円	1,039社	759億円	740億円	732億円

【共通2】 貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

先数		好調	順調	不調
258社	売上高	16社	60社	182社
	簡易CF	33社	15社	210社

【共通3】 当庫が関与した創業・第二創業の件数

創業	第二創業
6件	0件

【共通4】 ライフステージ別の与信先数及び融資額

	全先					
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数(社)	2,252	165	184	1,118	572	213
融資額(億円)	1,290	105	173	660	205	147

【共通5】 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額

	先数	融資残高
与信先数及び融資残高	214社	329億円
事業性融資に占める割合	8.4%	19.6%

2. 選択ベンチマーク

【選択7】 地元中小企業向け与信のうち無担保与信先数及び無担保融資額

	先数	残高
無担保融資先数及び残高	198先	60億円
地元中小企業向け融資に占める割合	11.7%	9.0%

【選択10】 中小企業向け与信のうち信用保証協会保証付き融資、100%保証付き融資

	保証付融資	100%保証付融資
保証付融資及び100%保証付融資	85億円	2億円
中小企業向け融資に占める割合	7.1%	0.1%

【選択11】 経営者保証に関するガイドラインの活用先数

ガイドライン活用先数	64社
全与信先に占める割合	2.8%

【選択16】 創業支援先数

創業計画策定支援	創業期融資		政府系金融機関・創業支援機関紹介	ベンチャー企業助成金・融資等
	プロパー	保証協会		
6社	0社	6社	0社	0社

【選択19】 M&A支援先数

支援先	19社

【選択21】 事業承継支援先数

支援先	15社

地域密着型金融の取組状況

当金庫では「地域密着型金融」の推進を恒久的な命題ととらえ、毎年度推進計画を策定しております。令和元年度の地域密着型金融の取り組み結果は、以下の通りです。

項目／方針、目的	取り組み結果
1. コンサルティング機能の発揮	
(1) 事業性評価、本業支援	・「事業性評価シート」の営業店作成に係る文書発出及び指導を通じ、個々の営業店担当職員の力量確認及びスキル向上に努めた結果、合計107シートを作成しました。(累計214シートを作成)。 ・経営者保証に関するガイドラインの活用については、関係先からの関連周知文書等が公表された際には、都度金庫内システムを通じ公開し営業店への周知を図っています。 ・「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」申請先について、道央産業振興財団とも連携した申請支援を行い、4件の認定獲得に至りました。 ・「景況レポート」による誌上ビジネスマッチングコーナーで企業の紹介を行いました。 ・とましんビジネス交流ネットワークの運営による事業内容や取扱商品の情報を発信しています。
(2) 企業のライフステージに応じた支援	・創業計画の策定支援や融資を通じ、企業の創業、第二創業を支援しました。【共通3】、【選択16】 ・「北海道事業支援引継ぎ支援センター」や税理士法人等と連携し、当金庫取引先への同行訪問とアドバイスを行いました。【選択21】 ・「信金キャピタル」から譲渡希望先の情報を入手し、取引先に詳細情報を提供しています。【選択19】 ・期中の譲渡仲介契約実績2件のほか、事業譲渡に係る融資取扱実績がありました。
(3) 経営改善支援、事業再生	・本部再生支援先11先のうち8社に対し支援活動を実施、継続しました。 ・上記支援先を含め、経営改善計画策定先のうち、大口先を中心に18社に対し延べ28回の面談を実施(バンクミーティング含む)し、営業店と協働しソリューションの提供とモニタリング管理をしています。 ・営業店支援先(本部報告先)81社については、定期的に営業店からの報告を受け管理、指導をしています。 ・中小企業再生支援協議会(意見交換・バンクミーティング等)の利用促進しており、今年度は3社実施しました。 ・北海道信用保証協会との連携では、サポート会議を3社、外部専門家派遣制度を1社(2回)、若手職員研修を1回実施しました。 ・日本政策金融公庫との連携では、CLOローン「がんばるわが街応援ローン」の取組を実施し、50件690百万円の実績をあげました。 ・(公社) 苫小牧地方法人会との連携し、「とましん法人会メンバーズローン」取扱をしており、年度末で473件3,527百万円の実績があります。 ・TKC北海道会との連携で平成29年度に開始とした「モニタリング情報サービス」の利用促進をしています。令和元年度中には新規登録94先の実績があります。 ・厚真町・むかわ町との連携で北海道胆振東部地震に伴う震災復旧支援制度融資の継続をしています。
(4) 個人のライフサイクルに応じた支援	・遺言代用信託の取扱いを推進しました(年度実績5件)。 ・確定拠出型年金業務の展開を行いました(年度実績36件)。 ・子育て・介護支援住宅ローン「しあわせ家族ライフ」「しあわせ家族ライフⅡ」の取扱を開始しました。
2. 地域の面的再生への積極的参画	
(1) 地域活性化への取り組み	・北海道・苫小牧市・むかわ町・厚真町・平取町・日高町・新冠町に対し、合計18,500千円の寄付を行いました。 ・本店の市民サロンを利用し、コンサートを10回(累計143回)、作品展を8回(累計146回)、開催しました。また、「まち市」や「とましんスイーツまつり」、「クリスマスイベント」などの各種イベントも開催しました。 ・子供ものづくり教室 室蘭工業大学との連携　「錫でカントリーサインを作ろう」参加12名 苫小牧工業高専との連携　「手作り顕微鏡を作ろう」　参加21名 ・市民サロン、まちなか交流館等を活用した催事 項　目 / 開催回数 / 来場者数 コンサート / 10 回 / 770 名 作品展 / 8 回 / 450 名 読み聞かせ / 10 回 / 500 名 イベント / 7 回 / 4,910 名 サークル / 33 回 / 150 名 ・令和元年5～11月、苫小牧駅前周辺等でのウォーキングを5回実施しました。(延べ136名参加。令和2年3月末会員数: 103名) ・その他イベント ①少年野球東西交流大会　②第27回まち市 ③第28回まち市、第8回ペーパーファッションショー ④第29回まち市　⑤第7回スイーツまつり　⑥第9回クリスマスイベント、 ⑦第7回初釜 ・新生公園花壇植栽事業 植栽: 令和元年5月18日　(職員97名参加) 管理: 令和元年6月～10月　月1回(雑草除去・水やり等)。
(2) 少子化・高齢化、人口減少対策	・結婚相談所「LLB(ラブ・ラブ・ブライダル)会」では入会者同士のお見合いを企画・実行しています。また、苫小牧市、苫小牧商工会議所、厚真町、むかわ町、新冠町と連携協定に基づく婚活イベントを開催しました。 令和元年度 / 累　計 入会者数 / 男性 / 女性 / 合計 / 男性 / 女性 / 合計 28 名 / 29 名 / 57 名 / 297 名 / 321 名 / 618 名 活動実績 / お見合い / 結婚 / 出産 / お見合い / 結婚 / 出産 81 回 / 12 組 / 3 名 / 630 回 / 57 組 / 9 名 ・LLB会連携協定に係る取組み 苫小牧市役所との婚活イベント開催　(参加者20名) 苫小牧商工会議所との婚活イベント開催　(参加者40名) 白老町・白老町商工会との婚活イベント開催　(参加者7名) ・条件を満たせば苫小牧市より返済額の一部助成を受けることができるとましん奨学ローン「カレッジライフ」の取扱いを推進しています。
(3) 地元若手経営者の育成・交流	・取引先若手経営者等による経営塾(創生塾、塾生33名)のセミナーを、計6回開催しました。また、創生塾卒業生等の組織「創友会」(会員66名)では、総会・創生塾との合同セミナーを開催しました。
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信	
(1) 地域に対する情報発信、金融教育	・「景況レポート」を4回(5月、8月、11月、2月)発行しました。 ・「とましん郷土文庫」を2回(通巻24号「樹海ロード」、通巻25号「北前船航路」発行しました。 ・経済文化講演会を2回(尾木直樹氏(尾木ママ)「取り残される日本の教育～わが子のために親が知っておくべきこと」、上山博康氏「下流老人にならないために～健康であることが基本～」)開催しました。 ・小中学生向けの金融教室を10回開催しました。また、小学4年生～6年生と保護者を対象とし、「親子金融探検隊」を開催し、お札の数え方やお金の重さ体験、信用金庫の仕事見学などを実施しました。
(2) 利用者満足度の向上	・新演歌三姉妹(市川由紀乃・丘みどり・杜このみ)を招き、信和会コンサートを開催しました。 ・総代、一般会員、来店客を対象にしたアンケート調査を実施し、結果をディスクロージャー誌に掲載しました。

(注)【共通】、【選択】は、「金融仲介機能のベンチマーク」における共通ベンチマーク項目及び選択ベンチマーク項目です(後掲 p.35「金融仲介機能のベンチマークに関する開示」参照)。

地域金融円滑化に係る取組み

苫小牧信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」(平成26年2月適用開始)に基づき、経営者保証に関して適切に対応します。

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

苫小牧信用金庫 金融円滑化管理部門(審査管理部内)

●フリーダイヤル 0120－120－503 (受付時間: 平日 9: 00～17: 00)

2.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	64件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.2%
保証契約を解除した件数	22件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

3. 新型コロナウイルスに関する対応

今般の新型コロナウイルスに関する対応として、中小企業および個人のお客様を支援するために「新型肺炎の発生に伴う融資相談窓口」を営業店に設置しました。また、そのほかにも様々なことに取り組んでいます。

① 臨時窓口の開設

令和2年3月11日から4月3日までのおよそ1か月の間、苫小牧市役所の7階にて臨時窓口を設置しました。未曾有の経済危機の一助となるべく、来店されたお客様の声に耳を傾け、資金調達や条件変更についてのアドバイスをさせていただきました。

② 新型コロナウイルス関連融資の支援

国の制度融資である「新型コロナウイルス感染症対応資金」のほか、「とましん緊急安定化資金」を導入するなど新型コロナウイルスに影響を受けたお客様をサポートする態勢をとっております。また、条件変更についても柔軟な対応をしており、事業性融資にかかる条件変更手数料を令和2年9月30日まで免除とし、ご利用しやすいような環境を整えております。

【新型コロナウイルス関連の融資および条件変更の実績】

(百万円)

ご融資		返済条件の変更	
件　数	金　額	件　数	金　額
413	7,575	31	740

※令和2年6月末現在

お客さま本位の業務運営に関する取組み

苫小牧信用金庫は、資産形成・資産運用に関する業務において、お客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定しています。

当金庫は、全役職員がこの取組方針を遵守し、お客さまの立場に立った質の高い金融サービスを提供いたします。

当金庫の方針

1. お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益を追求いたします。

・全役職員は高度の専門性と職業倫理を保持し、お客さま本位の良質なサービスを提供します。

2. お客さまの投資判断に必要な情報について、分かりやすい説明を行います。

・提案・販売を行う金融商品・サービスの仕組み、特徴、利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件のほか、選定理由についても丁寧かつ分かりやすく説明いたします。
・元本保証のない商品の運用をされるお客さまにつきましては、市場環境や保有資産の動向について、お客さまの求めに応じた情報提供やコンサルティング等を行います。
・お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細を、丁寧かつ分かりやすく説明いたします。

3. お客さまにふさわしい金融商品・サービスを提案・販売いたします。

・お客さまの知識、経験、資産状況、取引目的、受け入れ可能なリスクを把握・共有し、お客さまのニーズに適合した金融商品・サービスを提案・販売します。
・特定の商品・サービスに偏ることなく、お客さまにとって最良・最適な金融商品・サービスを提案・販売します。
・ご高齢のお客さま、元本保証のない商品に投資されるお客さまにつきましては、投資内容についてご家族と情報共有していただくことをお勧めします。

4. お客さま本位の業務運営を実現するため、人材育成・体制整備に努めます。

・各種研修の実施により、職員の商品知識、コンサルティング能力、コンプライアンス意識の向上を図ります。
・役職員に対する適切な動機づけ等、お客さま本位を実践するための営業体制を整備します。

当金庫の取組み

1. 当金庫における投資信託販売態勢について

当金庫では、営業店・営業職員に対し、投資信託の販売に関する目標設定を行っておりません。投資信託の販売につきましては、お客さまからリスク運用に関する明確な申し出があった場合に限り、取り扱うこととしております。

令和元年度の投資信託販売実績は1件のみでしたが、これは既に投資信託の取引を長年継続されていたお客さまから、保有銘柄の追加購入の申し出があったもので、当金庫からのセールスによるものではございません。

2. 当金庫における特定保険販売態勢について

当金庫では、金融商品取引法に定める特定保険に該当する商品として、米ドル建て・豪ドル建ての外貨定額年金保険(一時払い)の取扱いを行っております。一時払い保険販売につきましては、投資信託と異なり、営業店に対する年度目標を設定しておりますが、契約額ではなく件数目標としていることに加え、別に取扱している円建終身保険の販売と同一基準としていることから、営業店においては円建・外貨建の区別なくお客さまのニーズに適応した商品提案を行う態勢となっております。

この結果、令和元年度の一時払い保険販売実績37件中、外貨建保険は8件でした。

さらに、特に外貨建保険については大口契約に偏らず小口取引を徹底するよう指導していることから、契約平均額は円建289万円に対し、外貨建200万円となっております。